

令和 5 年度

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集事務要領

産業振興部観光課
電話 042-620-7378 内線 2923

目次

ページ

1.趣旨	1
2.募集物件	1
3.応募資格要件	1
4.契約上の条件	1
5.応募申込手続	2
6.応募者の資格審査とその結果通知	4
7.募集事務要領に関する質問の受付及び回答	4
8.入札及び審査	4
9.契約の手続き	5
10.設置業者の決定の取消	5
11.貸付料、電気料及び売上分配金の納付	5
設置までの進め方	7
応募申込書(第1号様式)	8
誓約書(第2号様式)	10
質問書(第3号様式)	12
入札書(第4号様式)	14
委任状(第5号様式)	16
自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)	18
案内図・配置図・施設状況等	24

自動販売機設置事業者募集事務要領

1. 趣旨

八王子市有財産の有効活用を推進するために、公共施設での自動販売機設置事業者を募集する。本貸付けは、清涼飲料水の自動販売機の設置及び運営ができる事業者又は個人を制限付一般競争入札により決定し、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用のない賃貸借契約を締結するもの。

2. 募集物件

物件番号	所在地	設置する施設(台数)	計	最低売上分配金率
1	八王子市高尾町 2262-1	高尾山麓駐車場内 公衆トイレ前(2台)	2台	20%

物件の貸付面積・貸付料

貸付面積 : 2.16 m²

貸付料 : 4,605 円(年度額)

入札前に、現地を必ず確認すること。

所在地、設置する施設については、別紙「案内図」「配置図」「施設状況等」を参考にすること。

3. 応募資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
- (4) 令和5年2月13日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税、八王子市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

4. 契約上の条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件貸付契約は地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付(賃貸借契約)である。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(3) 設置費用

自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の

費用は借受人の負担とする。

支払方法等は、別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)」を参照すること。

(4) 自動販売機の仕様・販売品等について(各物件共通事項)

自動販売機の形状、塗装等は、周辺施設の景観との調和を考慮したものを採用し、利用者に不快感を与えないものとする。

自動販売機の精算については、マルチペイメントサービス(IC クレジットカード決済、交通系 IC 等による電子マネー決済)による精算が可能であること。

省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

自動販売機及び飲料容器等の回収容器の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。

電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、完了した旨を当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

自動販売機(電源確保のため工事した電気設備を含む。)は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

販売品は清涼飲料水(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条による酒類又はその類似品を除く。)とすること。

販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

販売品をメーカー希望小売価格よりも廉価で販売する場合には、施設管理者と協議すること。

故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。

(5) 各物件の自動販売機の仕様・販売品等について

物件番号	自動販売機の仕様	販売品の条件
1	自動販売機は清涼飲料自動販売機協議会により定めた風致地区・景観地区における自動販売機自主景観ガイドラインに基づき自動販売機の色を決定すること。	ゴミ箱 0(ゼロ)運動発祥の地であるため、回収機及びダストボックスは設置しない。ただし、周辺に空き缶及び空きペットボトルの投げ捨てがあった場合は回収すること。

別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)」も参照すること。

5. 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和 5 年 2 月 13 日から令和 5 年 2 月 17 日まで

午前 9 時から午後 5 時まで(土、日曜日及び祝日は受付を行いません。)

(2) 申込受付場所

八王子市役所 6 階(八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号) 産業振興部観光課

(3) 申込みに必要な書類

法人の場合

- ア 応募申込書(第 1 号様式)
- イ 誓約書(第 2 号様式)
- ウ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
- エ 代表者の印鑑証明書(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
- オ 国税の納税証明書(その 3 の 3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)を提出すること。
- カ 八王子市税の納税証明書(八王子市内に本社又は事業所がある法人の場合)
 - (ア) 八王子市法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近 2 年度分の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること(未納がないこと)。(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
 - (イ) 固定資産税(償却資産含む)
令和 3 年度及び令和 2 年度の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること(未納がないこと)。(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
- キ 財務諸表(写し・直前決算 2 年間分)
損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。
- ク 3.応募資格要件(1)が分かる資料
- ケ 支店又は事業所等で申し込み、契約を行う場合は本社との関係が分かる資料

個人の場合

- ア 応募申込書(第 1 号様式)
- イ 誓約書(第 2 号様式)
- ウ 印鑑登録証明書(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
- エ 国税の納税証明書(その 3 の 2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)を提出すること。
- オ 八王子市税の納税証明書(八王子市民の方のみ)
 - (ア) 市民税
令和 3 年度及び令和 2 年度の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること(未納がないこと)(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)。
 - (イ) 固定資産税(償却資産含む)
令和 3 年度及び令和 2 年度の納税証明書をそれぞれ 1 部ずつ提出すること(未納がないこと)。(発行後 3 か月以内のものに限る 複写不可)
- カ 身分証明書
本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を提出すること。
- キ 直近 2 年度分の所得税確定申告書の写し(発行後 3 か月以内のものに限る

複写不可)

ク 3.応募資格要件(1)が分かる資料

(4) 入札保証金

なし

6. 応募者の資格審査とその結果通知

審査のうえ、不適格であれば令和5年2月22日までに理由を示して、応募申込書等と添付書類を返却する。

7. 募集事務要領に関する質問の受付及び回答

募集事務要領について不明な点がある場合は、質問書(第3号様式)を使用し、次のとおり受付して回答する。

(1) 質問受付期間、受付場所及び提出方法

5 応募申込手続(1)申込受付期間(2)申込受付場所に提出すること。

(2) 回答方法

質問内容(資格審査適格者の質問のみ)及び回答をまとめ、文書で回答を作成し、資格審査適格者全員に郵送する。

8. 入札及び審査

(1) 日時

集合日時

令和5年2月24日(金)午前10時から午前10時20分(時間厳守)

入札開始時刻

午前10時30分

入札会場

八王子市役所8階(八王子市元本郷町三丁目24番1号)802会議室

(2) 持参するもの

入札書(第4号様式)(物件ごとに1枚)を入札用封筒(長形3号)に入れて持参すること。

委任状(第5号様式)は代理人が入札する場合のみ持参すること。

身分を証明するもの(社員証、自動車免許証など)

(3) 入札書の記入について

入札書は、売上分配金率等を記入したうえで、当日持参すること。

売上分配金率記入欄

入札書へ売上分配金率を、アラビア数字(0, 1, 2, 3...)を使用し、記入すること。

小数点以下は記入しないこと。

入札書の売上分配金率の訂正はできない。

売上分配金率以外の訂正、挿入、削除した個所には申込者の印(代理人の場合は代理人の印)を押印すること。

住所・氏名欄

法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名(代理人の場合は代理人名)を記入のうえ、代表者印(代理人の場合は代理人の印)押印すること。

個人の場合は、入札者の住所・氏名(代理人の場合は代理人名)を記入のうえ、押印(代理人の場合は代理人の印)すること。

(4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

市の指定した最低売上分配金率未満の売上分配金率を入札したとき。

少数点以下の売上分配金率を記入したとき。

入札に参加する資格のない者が入札したとき。

入札者が同一の入札に 2 以上の売上分配金率を記入し、入札をしたとき。

他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき。

入札者が連合して入札したとき。その他、入札に際して不正の行為があったとき。

必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

入札書の売上分配金率が訂正してあるとき。

入札書の売上分配金率以外の記載事項を訂正、挿入、又は削除した場合に、その箇所に押印のないとき。

入札者が同一の入札に 2 以上の物件番号を記入し、入札をしたとき。

その他この自動販売機設置事業者募集事務要領において無効とするもの。

(5) 落札者の決定について

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された売上分配金率が市の定める最低入札売上分配金率以上で、最も高い売上分配金率をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき売上分配金率の入札をした者が、同率で 2 者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできない。

落札決定者(設置予定者)はその権利を他者に譲ることはできない。

開札した場合に落札者があるときは、その者の名称(個人の場合は氏名)及び売上分配金率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者全員に知らせる。

設置者を決定したときは、その者の名称(個人の場合は氏名)及び売上分配金率を、決定しないときはその旨を公表する。

9. 契約の手続き

落札者は、令和 5 年 4 月 1 日までに八王子市と本件契約を締結すること。「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)」は別紙のとおりとする。また、本契約に添付する収入印紙及び本契約締結に関して必要な費用は借受人(落札者)の負担とする。

10. 設置業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なく指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合

(2) 契約締結までの間に借受人が応募者の資格を失った場合

11. 貸付料、電気料及び売上分配金の納付

(1) 貸付料

契約開始年度の貸付料を契約締結後30日以内の指定する日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度4月30日までに施設管理者の発行する納入通知書で支払うものとする。

(2) 電気料

自動販売機に係る電気料(借受人(落札者)が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。)について施設管理者が月を単位として発行する納入通知書により、施設管理者が算出する額を納入通知書で指定する日まで納入すること。

子メーターを設置して使用する自動販売機の電気料の算出方法

電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)=施設全体の電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)÷施設全体の月間消費電力量×当該子メーターの表示する年間消費電力量

子メーターを設置しない場合は、年の電気料の算出方法について、施設管理者との協議すること。

(3) 売上分配金

売上分配金については、自動販売機の月の売上げを翌月の10日までに市に報告すること。市が報告された自動販売機の月の売上げに売上分配金率を乗じて月額を算出し借受人(落札者)に通知するため、売上分配金の納入通知書発行日の月末までに納入すること。ただし、月末が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を支払期限とする。

別紙「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)」も参照すること。

問い合わせ先

産業振興部観光課

電話 042-620-7378 内線 2923 神津・永井

設置までの進め方

募集事務要領の配布(令和5年2月13日)

八王子市役所本庁舎 6階産業振興部観光課で配布します。
市ホームページに掲載します。

応募申込書の受付開始(令和5年2月13日)

八王子市役所本庁舎 6階産業振興部観光課で受付します。
質問書も受付します。

応募申込の提出期限(令和5年2月17日)

審査のうえ、不適格であれば理由を示して返却します。
質問書の提出期限
質問を取りまとめ、回答を作成して資格審査適格者全員に郵送します。

入札(令和5年2月24日)

八王子市役所本庁舎 8階 802会議室で行います。
落札者を決定します。

契約(令和5年4月1日まで)

契約書を作成して契約を行います。

入金確認(令和5年5月31日まで)

貸付料(定額年額)の入金を確認します。

自動販売機の設置(令和5年4月1日)

売上分配金の納付

毎月の売上額を翌月の10日までに報告、市が指定する日までに手数料を納入してください

第1号様式
受付番号

応募申込書

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集に応募したいので、資料を添えて申し込みます。
なお、落札決定後は売上分配金率及び落札者の法人・個人名を公開することに同意します。

1. 申込者

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表氏名(氏名)

印

電話番号

担当者氏名

2. 応募物件

設置を希望する物件の申込欄に を記入してください。

物件番号	所在地	設置する場所	計	申込欄
1	八王子市高尾町 2262-1	高尾山麓駐車場 公衆トイレ(2台)	2台	

3. 添付書類

高尾山麓駐車場内設自動販売機設置事業者募集事務要領の 3 ページ 5.応募申込手続
(3)申込みに必要な書類に記載されている必要書類を添付

第1号様式
受付番号

応募申込書【記入例】

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集に応募したいので、資料を添えて申し込みます。
なお、落札決定後は売上分配金率及び落札者の法人・個人名を公開することに同意します。

1. 申込者

所在地(住所)

(〒1×× ××××)

東京都 市 町 丁目 番 号

名称及び代表氏名(氏名)

株式会社 八王子××会社

代表取締役 八王子 太郎 (注・契約書に押印するものと同じ印)印

電話番号

0××- -

担当者氏名

八王子 次郎

2. 応募物件

設置を希望する物件の申込欄に を記入してください。

物件番号	所在地	設置する場所	計	申込欄
1	八王子市 町×丁目×番×号	施設×階 エレベーター前(1台)	1台	
2	八王子市 町×丁目×番×号	施設 階 来庁者喫煙所(1台)	1台	
3	八王子市 町×番	××施設 駐車場(1台) ××施設 側(1台)	2台	
4	八王子市 町 番	施設 施設 側(1台)	1台	

3. 添付書類

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集事務要領の3ページ5.応募申込手続(3)
申込みに必要な書類に記載されている必要書類を添付

第 2 号様式
受付番号

誓 約 書

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

申込者
所在地(住所)
(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集の応募申し込みにあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

1. 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有していること。
2. 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
3. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
4. 令和5年1月1日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
5. 国税、八王子市税の未納がないこと。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
7. この要領に基づく募集において、借受人決定後又は契約後に正当な理由なく辞退し、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

第 2 号様式
受付番号

誓約書【記入例】

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

申込者
所在地(住所)
(〒1×× ××××)
東京都 市 町 丁目 番 号
名称及び代表氏名(氏名)
株式会社 八王子××会社
代表取締役 八王子 太郎 (注・契約書に押印するものと同じ印)印

電話番号
0××- -

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集の応募申し込みにあたり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

1. 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有していること。
2. 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
3. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
4. 令和5年1月1日の時点において、八王子市から指名停止措置又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
5. 国税、八王子市税の未納がないこと。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
7. この要領に基づく募集において、借受人決定後又は契約後に正当な理由なく辞退し、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

第3号様式

質 問 書

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

所在地(住所)
(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

担当者名

所属部署

電話番号

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集の応募申し込みの検討資料とするため、次の点について質問します。

質問内容

--

第3号様式

質問書【記入例】

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

所在地(住所)
(〒1×× ××××)
東京都 市 町 丁目 番 号
名称及び代表氏名(氏名)
株式会社 八王子××会社
代表取締役 八王子 太郎

担当者名
八王子 次郎
所属部署
株式会社 八王子××会社 部署
電話番号
0××- - (注・担当者の電話番号)

高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集の応募申し込みの検討資料とするため、次の点について質問します。

質問内容

第 4 号様式

入 札 書

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

制限付き一般競争入札による市有財産(公共施設内自動販売機設置場所)貸付けについて、自動販売機設置業者募集事務要領及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)を承諾のうえ、入札します。

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

上記代理人

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

物件番号	
------	--

売上分配金率	整数表記のこと
パーセント	

(注意事項)

1. 物件番号を記入してください。
2. 売上分配金率は、物件 1 は 20 パーセント以上とし、整数で記入すること。
3. 入札書は、封筒(長形 3 号)に入れ提出してください。
4. 代理人が入札するときは必ず委任状を持参し、委任者の住所(所在地)氏名(名称)・代表者氏名を記入、押印するとともに、代理人の住所氏名を記入、押印をして入札してください。

入 札 書【記入例】

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

制限付き一般競争入札による市有財産(公共施設内自動販売機設置場所)貸付けについて、自動販売機設置業者募集事務要領及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)を承諾のうえ、入札します。

所在地(住所)

(〒1×× ××××)

東京都 市 町 丁目 番 号

名称及び代表氏名(氏名)

株式会社 八王子××会社 代表取締役 八王子 太郎 印

(注・契約書に押印するものと同じ印)

上記代理人

所在地(住所)

(〒1×× ××××)

東京都 市 町 丁目 番 号

名称及び代表者氏名(氏名)

八王子 次郎 印

(注・入札に来る人の名前と印)

物件番号	
------	--

売上分配金率	整数表記のこと
パーセント	

(注意事項)

1. 物件番号を記入してください。
2. 売上分配金率は、物件 1 は 20 パーセント以上とし、整数で記入すること。
3. 入札書は、封筒(長形 3 号)に入れ提出してください。
4. 代理人が入札するときは必ず委任状を持参し、委任者の住所(所在地)氏名(名称)・代表者氏名を記入、押印するとともに、代理人の住所氏名を記入、押印をして入札してください。

第5号様式

委任状

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

(委任者)

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

次の者を代理人と定め、貴市における高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集事業の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

所在地(住所)

(〒)

名称及び代表者氏名(氏名)

印

電話番号

第5号様式

委任状【記入例】

令和 年 月 日

八王子市長
石森 孝志 殿

(委任者)

所在地(住所)

(〒1×× ××××)

東京都 市 町 丁目 番 号

名称及び代表氏名(氏名)

株式会社 八王子××会社

代表取締役 八王子 太郎 印

(注・契約書に押印するものと同じ印)

電話番号

0××- -

次の者を代理人と定め、貴市における高尾山麓駐車場内自動販売機設置事業者募集事業の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者)

所在地(住所)

(〒1×× ××××)

東京都 市 町 丁目 番 号

名称及び代表氏名(氏名)

株式会社 八王子××会社

八王子 次郎 印

(注・入札に来る人の名前と印)

電話番号

0××- -

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書(案)

賃貸人 八王子市 を甲とし、賃借人 _____ を乙とし、甲、乙間において、次の条項により借地借家法(平成3年法律第90号)の適用のない賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は次のとおりとする。

施設名 高尾山麓駐車場

所在地 八王子市高尾町

貸付場所 2262-1

面積 2.16 m²

(用途の指定等)

第2条 乙は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、営業、運営する事業(以下「自動販売機設置運営事業」という。)を行わなければならない。

2 乙は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途(以下「指定用途」という。)以外に使用してはならない。

3 乙は、指定用途に供するに当たっては、八王子市自動販売機の設置に関する要綱及び八王子市公共施設自動販売機設置事業者募集事務要領の内容を順守しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

2 前項の貸付期間満了時において、契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

(賃貸借終了の通知)

第4条 甲は、第3条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの間に、乙に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する通知をしなければ、期間満了による賃貸借の終了を乙に対し主張することができない。ただし、甲が通知期間の経過後、乙に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借契約は終了する。

(貸付料)

第5条 乙の支払うべき貸付料は、年度額 _____ 円(消費税を含む。)とする。

2 乙は、契約開始年度の貸付料を契約締結後30日以内の甲の指定する日までに甲の発行する納入通知書で支払うものとする。また、契約開始年度以降の貸付料は、毎年度4月30日までに甲の発行する納入通知書で支払うものとする。

3 既納の貸付料は還付をしない。ただし、特別の必要があると甲が認めるときは、甲は、その全部又は一部を返還することが出来る。

(売上分配金)

第6条 乙の支払うべき分配金は、月の売上額に %を乗じて得る額とする。(1円未満の端数が生じた場合には切捨てとする。)

2 乙は、月の売上額を翌月の10日までに甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の報告を受け、売上分配金を算出し納入通知書を発行しなければならない。

4 乙は、売上分配金の納入通知書発行日の月末までに支払わなければならない。ただし、月末が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を支払期限とする。

(貸付物件の使用方法)

第7条 乙は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機及び飲料容器等の設置

ア 自動販売機の形状、塗装等は、公共施設の利用者に不快感を与えないものとする。

イ 省電力やノンフロン対応など環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

ウ 第3条の貸付期間の開始後、甲の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、設置後は、完了した旨を甲に報告すること。

エ 電気工事を必要とするときは、甲の指示に従って行き、工事完了後は、完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。

オ 自動販売機(電源確保のため工事した電気設備を含む。)は、甲の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

カ ウの報告後、甲が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

キ 故障、トラブル等が発生した場合の緊急連絡先を自動販売機に明示しておくこと。

ク 自動販売機は清涼飲料自動販売機協議会により定めた風致地区・景観地区における自動販売機自主景観ガイドラインに基づき自動販売機の色彩を決定する。

ケ ゴミ箱0(ゼロ)運動発祥の地であるため、回収機及びダストボックスは設置しない。ただし、周辺の空き缶及び空きペットボトルの投げ捨てがあった場合は回収すること。

(2) 自動販売機の販売品

ア 販売品は清涼飲料水とすること。

イ 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(3) 自動販売機の販売品の売価

メーカー希望小売価格より廉価で販売する場合には甲と協議すること。

(4) 販売品の補充の搬入及び飲料容器等の回収

ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、甲の指示に従うこと。

イ 周辺の投げ捨てられた空き缶及び空きペットボトル等の容器を回収する場合は分別回収し、適正に処分すること。

(自動販売機に係る電気料)

第8条 乙は、自動販売機に係る電気料(乙が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。)について甲が月を単位と

して発行する納入通知書により、次の各号に定めるところにより算出する額を当該納入通知書で指定する日まで甲に納入しなければならない。

(1) 子メーターを設置して使用する自動販売機

電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)=施設全体の電気料(年額(円未満切捨て)消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)÷施設全体の年間消費電力量×当該子メーターの表示する年間消費電力量

(2) 子メーターを設置しないで使用する自動販売機

乙は、月の電気料算出方法を自動販売機設置前に甲と協議のうえ、決定する。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、貸付期間の初日に、現況有姿の状態乙に引き渡す。

2 前項の引渡しは、甲の立会のうえで行うものとする。

(瑕疵担保責任)

第10条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 自動販売機に酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類又はその類似品を入れること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 貸付物件に建物を構築すること、又は工作物を設置すること。

(修繕義務)

第12条 乙の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、甲乙協議してその経費の負担を決定するものとする。

(滅失又は棄損の通知)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は棄損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(滅失又は棄損の原状回復)

第14条 乙は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失し、又は棄損したときは、乙の負担において現状に回復しなければならない。

2 甲が乙に代わって原状に回復したときは、当該滅失し、又は棄損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(保全義務)

第15条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全(甲乙協議して定め

る事項を除く。)に努めなければならない。

- 2 乙は、前項の注意を怠る等その責に帰する事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

(第三者への損害賠償の義務)

第16条 乙は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難又は自動販売機若しくは当該自動販売機で販売する商品の毀損及び停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(違約金)

第18条 乙は第11条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する義務に違反したときは、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書に規定する貸付料(年額)の3倍の額を違約金として甲に払わなければならない。

- 2 本契約に定められている報告等を拒否した場合、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収する。

(甲による契約の解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 乙が事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続きについて、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、その申立てがされたとき。
- (6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

- 2 甲が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用、乙の払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

- 3 乙は、第1項による契約解除に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。ただし、第1項第7号に該当する場合はこの限りではない。

(貸付物件の返還)

第20条 乙は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に

回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2) 前条の規定により甲が本契約を解除する場合 甲の指定する日

2 前項の返還は、甲の立会いのうえで行うものとする。

3 甲は、乙が第 1 項本文に規定する義務を履行しないときは、乙が設置する自動販売機を移設することができるものとする。甲に移設費用が生じるときは、乙はその費用を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、甲の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の費用)

第 22 条 乙は貸付期間が満了した場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 23 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 24 条 乙は、所在地、名称又は代表者(個人の場合あっては住所又は氏名)に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第 25 条 乙は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任をもって解決する。

(自動販売機の機種変更)

第 26 条 乙が、第 3 条の貸付期間に自動販売機の機種を変更する場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

(質疑の決定)

第 27 条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、甲乙協議のうえ、その内容を決定する。

(管轄裁判所)

第 28 条 甲乙双方は、この契約に係る訴訟については、甲の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持する。

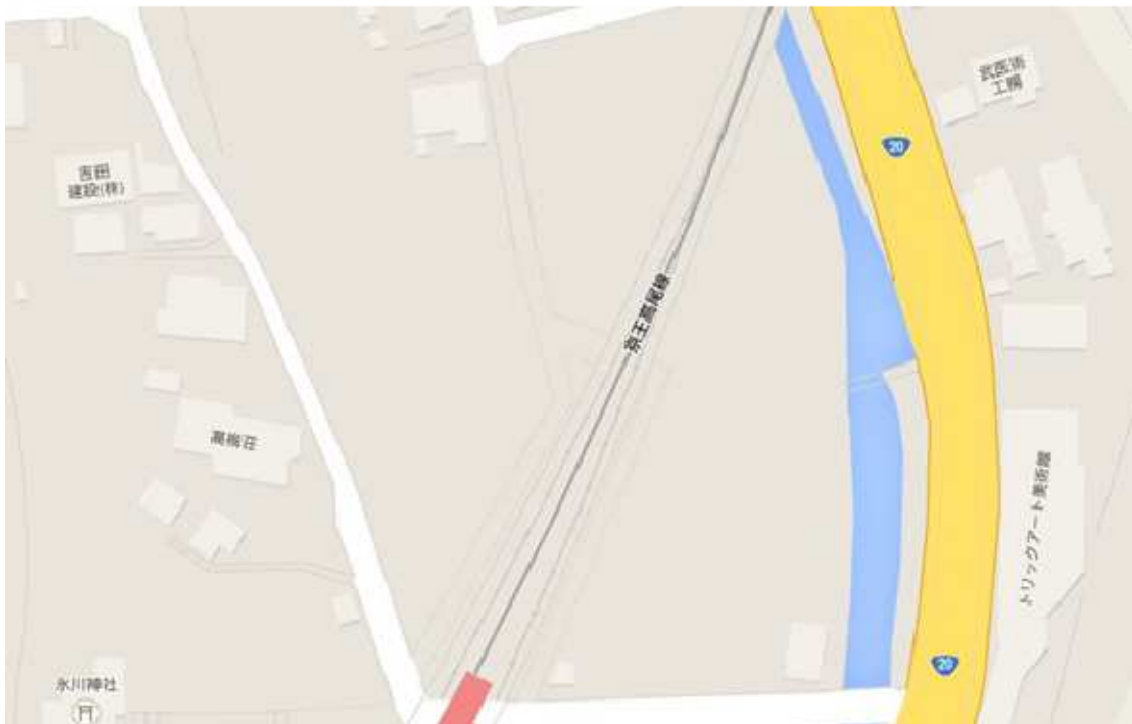
令和 5 年(2023 年) 月 日

貸貸人(甲)八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市
八王子市長 石 森 孝 志

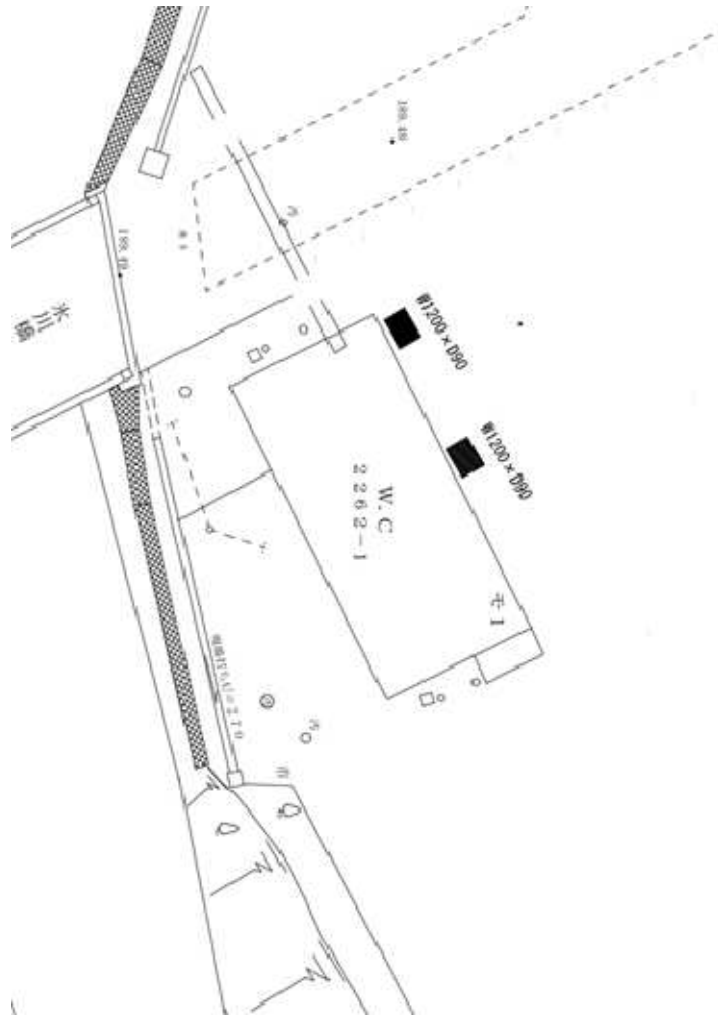
貸借人(乙)

案内図

所在地:八王子市高尾町 2262-1



配置图



施設状況等

1 施設状況

- (1)屋外の設置になります。
- (2)24 時間機械式ゲート駐車場内公衆トイレ前に設置します。

2 電源について

高尾山麓駐車場内にある公衆トイレより分電。

配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地状況等については、必ずご自身で調査確認のうえ、お申し込みください。なお、配置図と現地の状況が異なる場合は現況が優先されます。